

## 保管依頼書

年 月 日

(宛先) 春日市長

次の買受公売財産について、買受代金の納付後、私が引き取るまで、春日市に保管を依頼します。

なお、保管に際して費用が必要となる場合は、私が保管費用を負担します。

また、保管中に買受財産が破損、盗難及び焼失などによる損害を受けても、春日市は一切責任を持たないことに同意します。

買受公売財産 (売却区分番号)

\_\_\_\_\_

引渡しを受ける日

\_\_\_\_\_年 月 日

住所又は所在地\_\_\_\_\_

氏名又は名称\_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

- ※ 買受代金納付後の保管費用は買受人の負担となります。御了承ください。
- ※ 引渡しを受ける日は、買受代金納付期限の翌日から7日以内としてください。